

佐賀県告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十四年一月二十六日付けで佐賀中部広域連合規約の変更を許可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

佐賀県知事 古 川 康